

野生動物による農作物被害を防止するために設置する

防護柵等の購入費を補助します

補助対象

市内在住者が市内の耕作地において、野生動物による被害を防止するために設置する防護柵等の購入費に対し、補助を行います

防護柵等設置事業

<個人の場合>

- ・該当する耕作地等の面積が200㎡以上であること(生産施設の場合50㎡以上)
- ・補助額は購入費の3分の1以内で、上限10万円 ※千円未満切り捨て

<団体の場合>

- ・2人以上で構成する団体で、実施面積の合計が個人の場合の面積要件を満たすこと
- ・補助額は購入費の3分の1以内で、構成員ごとの実施面積が個人の場合の要件を満たす者の数に10万円を乗じた額(個人の場合の要件を満たさない者の実施面積の合計が200㎡以上である場合は、当該額に10万円を加えた額)を限度とする ※千円未満切り捨て

わな等設置事業

- ・5人以上で構成する団体で、実施面積が1ヘクタール以上であること(1団体につき1回限り)
- ・補助額は購入費の3分の2以内で、上限10万円 ※千円未満切り捨て

補助金交付までの流れ

販売店で購入資材の見積りをとる
※初期設置に不用な資材や、人件費は対象外

補助金交付申請書を市へ提出する

審査

市から交付決定通知が届く

資材を購入し設置する
設置完了後、実績報告書を市へ提出する

確認

市から交付確定通知が届く
後日、口座へ補助金が振り込まれる

お問合せ: 島田市農林整備課 林業係 ☎0547-36-7165